

いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対し、根絶を求める意見書

この間、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチ（憎悪表現）が大きな社会問題となっている。

言うまでもなく、人種や民族、国籍等の違いを理由として、その属性を有する集団や個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱することは決して許されるものではなく、こうした問題が生じていることは、極めて遺憾である。

昨年8月28日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、抗議する権利を奪う口実になってはならないことを前提とし、「社会的弱者がヘイトスピーチから身を守る権利」を再認識するよう指摘し、憎悪及び人種差別の表明やデモ、集会における差別的暴力に断固として対処するよう求めている。

また、最高裁判所は昨年12月9日付の決定で、京都朝鮮第一初級学校の付近で、いわゆるヘイトスピーチを行った団体及びその構成員らに対し、その発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

よって、国におかれては、表現の自由、言論の自由に十分配慮しつつも、差別のない多文化共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチを禁止するなど、その根絶に向けた対策を論じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年 7月 2日

大分県中津市議会